

広島県告示第八百五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、令和七年四月一日から、救急医療機関として認定した。

令和七年九月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名	称	所	在	地
県立広島病院		広島市南区宇品神田一丁目五番五四号		
県立安芸津病院		東広島市安芸津町三津四三八八		

二 救急医療機関として認定された医療機関

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
県立広島病院		広島市南区宇品神田一丁目五番五四号			令和一〇年三月三十一日	新規
県立安芸津病院		東広島市安芸津町三津四三八八			令和一〇年三月三十一日	新規